

在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第 2 号

在宅勤務等手当に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和 26 年香川県条例第 5 号。以下「給与条例」という。）第 10 条の 3 の規定に基づき、在宅勤務等手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(住居に準ずる場所)

第 2 条 給与条例第 10 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は 2 親等内の親族の住居
- (2) 住居又は前号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が認めるもの
(正規の勤務時間から除かれる時間)

第 3 条 給与条例第 10 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年香川県条例第 9 号）第 9 条の 3 第 1 項に規定する超勤代休時間又は給与条例第 12 条に規定する休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき承認があった時間
(1 箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第 4 条 給与条例第 10 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、3 箇月とする。

(確認)

第 5 条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、給与条例第 10 条の 3 第 1 項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。
(支給日等)

第 6 条 在宅勤務等手当は、職員の給料等の支給に関する規則（昭和 27 年香川県人事委員会規則第 4 号）第 7 条に規定する給料の支給定日（その月が給料の月額半額の半額ずつを月 2 回に支給する月である場合にあつては、先の給料の支給定日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。

- 2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第 7 条 職員が新たに給与条例第 10 条の 3 第 1 項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一般の派遣職員の給与) 第4条 一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける<u>全て</u>のものをいい、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜勤手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。 2～8 略	(一般の派遣職員の給与) 第4条 一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける<u>すべて</u>のものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜勤手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。 2～8 略